

IV 療養補助金給付事業以外の退職会員対象の事業

(資産の運用収益に見合った範囲で実施されています)

- 1 教育文化事業
秋に料金の一部を補助して観劇会を企画しています。令和7年度は御園座にて歌舞伎興行の観劇会を実施しました。
- 2 厚生事業：県内8医療機関での人間ドックの受診について8,000円の補助をしています。
- 3 長寿記念祝金事業：一定の年齢を迎えた方に祝金を給付しています。
- 4 弔慰金：会員の死亡に際し御遺族への給付をしています。
- 5 そのほかに療養補助金の給付が3か年度なかった方に図書カード(4,000円)をお贈りしています。

今後、フルタイムの 再任用を 予定されている方へ

退職会員への移行を希望される方は、必ず今回移行の手続き(「退職会員資格取得届」の提出)をとってください。

また、退会される方も、同様に今回退会の手続きをとってください。フルタイムの再任用職員は、公立学校共済組合や現職の互助会では現職扱いとなるようですが、令和7年度末の退職であることには変わりありません。移行の機会は、退職時の今回限りなので御注意ください。

現行の諸制度見直しについて

本会は退職会員になられた皆さんに「一生涯医療費の心配をさせない」ことを目的としています。しかし出資金を平成24年から据え置いている一方、医療制度改正や医療の高度化等による高齢者の自己負担増で本会からの療養補助額は増加しています。加えて物価高、賃金上昇等で経費が増加傾向にあり、高齢者への医療費負担をさらに増やす動きもあります。こうしたことから、将来を見通して安定的に運営するため、本会の制度全般にわたって「制度・財政検討委員会」で見直しを進めています。

具体的には、増加している支出を抑制するため「療養補助金給付率引き下げ」「控除額増額」「互助5事業の改廃」等が中心となります。見直しが実現すると1回の請求における療養補助給付額は減少すると考えられますが、今後高齢者の医療費自己負担が増えても公的医療保険適用であれば生涯にわたって何度でも給付を受けられるというメリットは変わりません。ご理解の上、退職会員への移行をお願いいたします。

療養補助金など給付金の受取口座について

- ◎ 退職会員に移行されれば、療養補助金等の給付はすべて金融機関の口座への振り込みで行われます。受取口座は、「退職会員資格取得届」で指定していただきます。
- ◎ ゆうちょ銀行の口座を指定していただいても結構です。その際は、「支店名」や「口座番号」の記載については御注意ください。御不明の場合は、郵便局にお問い合わせください。
- ◎ 振込手数料は会員負担とさせていただきます。(給付額から振込手数料を差し引いた金額が振り込まれます)。

振込先	振込金額 3万円未満	振込金額 3万円以上
三菱UFJ銀行あて	110円	330円
他行あて	484円	660円

<参考資料> 「2040年にむけた課題」について

「令和3(2021)年度国民医療費の概況」(令和5年10月24日公表)

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(厚生労働省保険局部分抜粋)

「令和6年版高齢社会白書」

団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者数がピークとなる2040年に向かって、少子化対策として現役世代の負担をどう抑えるかが課題となっており、児童手当の拡充や保育サービスの充実のための財源は、医療や介護といった社会保障の歳出改革、既存予算の活用、社会保険料を上乗せして集める支援金制度が柱とされています。このうち、歳出改革の中心は高齢者を含めた自己負担増と賃上げなどで所得が増えることに期待する構図となっています。